

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
動物愛護管理センター	<p>大阪府財務規則第47条では、概算払をした旅費については、旅費の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならないとされているにもかかわらず、精算が遅延しているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="433 562 1570 678"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>人数</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都</td> <td>平成31年2月21日から同月22日まで</td> <td>38,600円</td> <td>1人</td> <td>令和元年5月15日</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日	東京都	平成31年2月21日から同月22日まで	38,600円	1人	令和元年5月15日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p>	<p>センター職員に対し、旅費の概算払を受けた場合の精算手続について周知徹底した。</p> <p>また、総務事務担当者は精算漏れがないか随時確認し、未精算となっているものについては、個別に手続を促すこととした。</p> <p>今後は、大阪府財務規則の規定に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日									
東京都	平成31年2月21日から同月22日まで	38,600円	1人	令和元年5月15日									

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年10月10日から同月16日まで